

別表第24 (第12章第1関係)

神奈川 県 水 防 計 画 体 制 (水 防 本 部 ・ 支 部)		第12章第1 県 の 水 防 配 備 基 準	
配 備 区 分	配 備 基 準	配 備	
		本 部	支 部
準 備 配 備	1. 大雨・洪水・高潮注意報が発せられたとき 2. 多摩川洪水予報 (はん濫注意情報) が発せられたとき 3. 相模川下流及び中流洪水予報 (はん濫注意情報) が発せられたとき 4. 鶴見川洪水予報 (はん濫注意情報) が発せられたとき 5. 酒匂川洪水予報 (はん濫注意情報) が発せられたとき 6. 波浪警報が発せられたとき 7. 津波注意報が発せられたとき	長 1名 員 2名 計 3名	支 班 長 1名 部 員 2名 計 3名
警 戒 配 備	1. 大雨・洪水・高潮警報が発せられたとき 2. 多摩川洪水予報 (はん濫警戒情報) が発せられたとき 3. 相模川下流及び中流洪水予報 (はん濫警戒情報) が発せられたとき 4. 鶴見川洪水予報 (はん濫警戒情報) が発せられたとき 5. 酒匂川洪水予報 (はん濫警戒情報) が発せられたとき 6. 津波警報が発せられたとき	班 長 1名 員 5名 計 6名	班 長 1名 員 5名 計 6名
第 1 非 常 配 備	1. 大雨・洪水・高潮警報が発せられたとき 2. 被害が発生しはじめたとき 3. その他指揮監 (県土整備局長) 及び支部長が必要と認めたとき	班 長 1名 員 10名 計 12名	所 長 1名 副 所 長 1名 部 長 1名 課 長 2名 員 12名 計 17名
第 2 非 常 配 備	1. 被害が県下全域に及びはじめたとき 2. その他指揮監 (県土整備局長) 及び支部長が必要と認めたとき	配 備 員 全 員	全 員

注 1. 本部の警戒配備は警戒配備班の1班と準備配備班の1班をもって、順次交代する。
 2. 災害対策本部連絡係は災害対策本部事務局の活動開始と同時に配備につく。
 3. 地震時等は災害対策本部県土整備部編成計画に基づき配備につく。